

## 〔別 紙〕

## 様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和2年10月 1日 至 令和3年 9月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人井関診療所
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県彦根市大東町14番15号 上野第Vビル2階
- (3) 設立認可年月日 平成 年 月 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1年4月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	岩崎 博之	井関診療所管理者
理 事	岩崎 みどり	
理 事	岩崎 英樹	
監 事	岡添 武吉	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	井関診療所 【彦根市から指定 管理者として指 定を受けて管理】	滋賀県彦根市大東町 14 番 15 号 上野第Vビル2階	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0 床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和2年11月25日 令和2年度決算の決定

令和3年 8月27日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人 井関診療所

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市大東町14-15 上野第5ビル2階

財 産 目 錄  
(令和 3年 9月30日現在)

1. 資 産 額	82,526 千円
2. 負 債 額	17,721 千円
3. 純 資 産 額	64,805 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	19,763
B 固定資産	62,763
C 資産合計 (A+B)	82,526
D 負債合計	17,721
E 純資産 (C-D)	64,805

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借) )
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借) )

## 様式3-2

法人名 医療法人 井関診療所  
 所在地 滋賀県彦根市大東町14-15 上野第5ビル2階

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和3年9月30日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	19,763	I 流動負債	5,268
II 固定資産	62,763	II 固定負債	12,453
1 有形固定資産	9,574	負債合計	17,721
2 無形固定資産	147	純資産の部	
3 その他の資産	53,041	科 目	金 額
		I 出資金	23,000
		II 積立金	41,805
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	64,805
資産合計	82,526	負債・純資産合計	82,526

## 様式 4-2

法人名 医療法人 井関診療所

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県彦根市大東町14-15 上野第5ビル2階

損 益 計 算 書  
(自 令和 2年10月 1日 至 令和 3年 9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 额
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	60,554
2 事業費用	61,762
本来業務事業損失	1,208
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,208
II 事業外収益	1,239
III 事業外費用	115
IV 特別利益	84
V 特別損失	0
税引前当期純損失	84
法人税等	185
当期純損失	270

様式5

監事監査報告書

医療法人 井関診療所  
理事長 岩崎 博之 殿

私は、医療法人井関診療所の令和<sup>2</sup>年会計年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和3年12月12日  
医療法人 井関診療所

監事 岡添 武吉